

ウクライナにおける鳥インフルエンザの清浄性に関する評価報告書（概要）

1 背景

- (1) 2010年10月、ウクライナから同国における高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）及び低病原性鳥インフルエンザ（LPAI）（以下 HPAI と LPAI を併せて NAI と呼ぶ）の清浄性を認定し、同国産生鮮家きん肉の対日輸出を解禁してほしい旨の要請があった。
- (2) このため、質問票の送付及び回答の接受、現地調査の実施等により、ウクライナからの生鮮家きん肉の輸入を解禁した場合のわが国への NAI の侵入リスクについて、定性的な評価を実施した。
- (3) なお、2014年のウクライナ危機以降、ウクライナの管轄が及ばないウクライナ南部のクリミア自治共和国全体並びにルハンシク州・ドネツク州の一部については、今回のリスク評価の対象から除外した。

2 家畜衛生体制等

(1) 地理的状況

ウクライナは東ヨーロッパに位置し、東側をロシア、西側をポーランド、スロバキア、ハンガリー、モルドバ、ルーマニア、北側をベラルーシ、南側を黒海と接している。国土面積は約 60 万 km²（日本の約 1.6 倍の国土面積）である。

(2) 獣医組織体制

ウクライナの家畜衛生当局は、農業政策・食料省（Ministry of Agricultural Policy and Food of Ukraine）に属するウクライナ食品安全・消費者保護サービス（State Service of Ukraine of Food Safety and Consumer Protection：SSUFSCP）内の家畜衛生部局（Department of Food Safety and Veterinary）であり、家畜衛生に関連する法令及び対応計画の策定、疾病のコントロール計画の策定及び実行等を担当している。家畜衛生部局の長は首席獣医官である。SSUFSCP 直轄の地方獣医組織として、各州及び首都キエフに位置する Regional Competent Authorities（RCA：25ヶ所）、より小さい単位の行政組織である地域及び都市に位置する Local Competent Authorities（LCA：547ヶ所）が存在している。RCA 及び LCA は、地方の国立動物病院（State veterinary hospitals）（603ヶ所）を監督しており、これら病院は、農場数の把握及び年間コントロール（農場等の定期査察）等を行っている。

(3) 検査機関及び診断体制

SSUFSCP 直轄の機関として、国家診断研究機関（State Scientific-Research Institute of Laboratory Diagnostics and Veterinary-Sanitary Expertise：SSRILDVE）が首都キエフに設置されており、国のリファレンス研究所に指定されている。

また、SSRILDVE の地方拠点がおデッサ（南部）、スームィ（北部）、ハルキウ（東部）の3ヶ所に、地方獣医診断施設（Regional State Veterinary laboratory）が19ヶ所設置されている。アクティブサーベイランスにおける NAI の血清検査は SSRILDVE の地方拠点及び地方獣医診断施設で行われ、陽性の場合、SSRILDVE における確定診断（PCR 及びウイルス分離）に供される。パッシブサーベイランスでは、SSRILDVE にサンプルが直接送られ診断が実施される。

(4) 家畜衛生に関する主な法規等

家畜衛生に関する一般的な法令として Law of Ukraine “On Veterinary Medicine” が存在し、また、通報疾病制度、防疫指針、飼養衛生管理、輸入検疫及びと畜場に関する規則が整備されている。

3 家きん産業の状況

(1) 家きんの飼養状況及び家きん肉の生産状況

ウクライナでは、商用家きん農場が 461 戸、裏庭家きん農場が 2,384,640 戸あり、それぞれで約 1 億 2,887 万羽及び約 4,343 万羽飼養されている（2018 年時点）。家きん肉の生産状況は、商用家きん農場のものが 101.5 万トン、裏庭家きん農場由来のものが 16.9 万トンである（2017 年）。

(2) 生きた家きん、生鮮家きん肉の輸入・輸出状況

生きた家きんについては約 7,635 万羽が輸入され、輸出実績はない。生鮮家きん肉については、13 万 458 トンが輸入され、また、32 万 8,968 トンが輸出されている。

(3) 食肉関連施設の管理措置

ウクライナには 73 ヶ所の食鳥処理場（うち輸出用施設は 26）、271 ヶ所の食肉処理場（うち輸出用施設は 42）があり、これら全てが、法に基づき SSUFSCP の認定を受ける必要がある。認定後、これら施設は、過去の査察結果等を踏まえたリスク評価結果に基づき、2 年に 1 回から 1 年に 3 回の頻度で RCA の査察を受ける必要がある。

ウクライナでは、全ての家きん飼養農場は登録を受ける必要があり、また、家きんを移動させる際には当局による臨床検査及び当該農場において感染症が発生していないことの確認を受けた上で証明書の発行を受ける必要がある。食肉処理施設、小売店等では、文書により扱う肉の由来を確認することが可能であり、求めに応じ、ウクライナ当局に当該情報を提供することを義務づけられている。

(4) 輸入検疫体制

SSUFSCP 下に国境検疫担当部局が置かれており、全国を 6 つの地域に分け、国境における獣医衛生に関する監督やサーベイランス業務を行っている。国境、空・海・河川港、鉄道の駅に計 103 ヶ所（2019 年 4 月現在）のチェックポイントを備えている。

輸入される動物・畜産物等の輸入検疫はチェックポイントで行われる。また、必要に応じて採材が行われ、SSRILDVE 及び地方獣医診断施設で検査に供される。生きた家きん・家きん肉等の輸入は、OIE の情報を参考に、原則、NAI 等について清浄と認められた国・地域からのみ認められており、書類審査では輸出国とウクライナ政府との間で事前に取り決められた要件の充足の確認が行われる。

(5) 動物・畜産物の輸出検疫体制

動物は農場で、畜産物は家きん肉処理施設で輸出検疫が行われ、証明書の発行は、輸出先国の要件を確認した上で、地方事務所の公的獣医官により発行される。

4 NAI 発生状況及びサーベイランス等

(1) NAI の発生状況

H5N1、LPAI とも 2008 年以降発生がなかったが、2016 年 11 月から 2017 年 1 月までの間、家きん飼養農場において合計 5 件の H5N1（全て H5N8 亜型）の発生が確認され、後述する防疫措置が講じられた。

(2) NAI のサーベイランス体制

i) パッシブサーベイランス

NAI は法令により通報対象疾病として定められており、農場において死亡率の上昇や、鳥インフルエンザの兆候を示す家きんを認めた場合、農場主又は農場の獣医師は、地域獣医組織に通報しなければならないこととなっている。また、躊躇なく通報をさせるため、防疫措置に伴い殺処分された家きんの補償制度等が整備されており、通報を怠った場合は罰金等の罰則がある。なお、商用家きん農場には補償制度はない。過去3年間の通報件数は以下のとおり。

表4：過去3年間の通報件数

	通報件数	陽性件数
2016	6	3
2017	8	2
2018	5	0

ii) アクティブサーベイランス

2004年以降、法令に基づき商業用家きん農場及び裏庭家きん農場ともに、サーベイランスの対象になることが義務づけられている。ウクライナはEU加盟国ではないものの、EU決定2010/367/EUを踏まえ、NAIについて、リスクの高い集団を商業用家きん農場及び裏庭家きん農場で定義し、それらを標的としたサーベイランスを行っている。そのほか、動物園の鳥類や野鳥についてもサーベイランスの対象となっている。

表5：2018年のアクティブサーベイランス結果

2018	計画採材農場数	実際の採材農場数 (※)	検体数	検査陽性数
種鶏（水禽類以外）	23	48	5,505	0
商用家きん（水禽類以外）	309	423	30,221	0
種鶏及び商用家きん（水禽類）	114	114	4,685	0
商用家きん（水禽類とその他の家きんが同一施設内で飼養されている場合）	15	15	735	0
裏庭農場	24,508	4,573	57,968	0

※ 家きんを飼養していなかった農場があるため、計画採材農場数と数が異なっている。

5 NAI 発生時の防疫措置

家畜の重要疾病発生時の基本的な対応（通報、防疫措置等）については、2の（4）で記述したとおり法令により防疫措置を規定しており、具体的な防疫措置については、それぞれの疾病毎に防疫指針を作成している。

(1) 農場における疑い事例から確定診断までの対応

通報を受けた地域獣医組織は通報後 1 時間以内に現場に到着後、疫学調査、臨床検査及び採材等を実施し、必要に応じて農場の閉鎖や移動制限等を指示する。採材検体は SSRILDVE に送付され、確定診断が行われる

(2) NAI 発生確定時の防疫措置

NRL における検査において NAI の発生が確定した場合、速やかに発生農場における殺処分、汚染物品の除去、農場の洗浄・消毒等を行うとともに、HPAI の場合は発生農場の半径 3 km 圏内及び発生農場の半径 10 km 圏内からなる Protection Zone 及び Surveillance Zone が、LPAI の場合は発生農場の半径 1 km 圏内からなる Restriction Zone が設定され、家きん製品の移動制限、サーベイランス等が実施される。

6 クリミア自治共和国、ルハンシク州及びドネツク州の現状について

ウクライナ政府の管轄が一部地域に及んでいるルハンシク州及びドネツク州については、SSUFSCP の地方事務所が存在し、家畜衛生、食品衛生の観点から公的コントロールを行っている。ウクライナ非管轄地域からの食品の移入は、道路及び鉄道に設置されているチェックポイントにおいて規制されており、これらポイント以外を通じた、ウクライナ管轄地域と非管轄地域間の通行は法令により禁止されている。

また、クリミア自治共和国は、2018 年 4 月現在、全土がロシアの実効支配下にあり、同地域からのウクライナへの貨物の移動は、SSUFSCP の法令により禁止されている。

7 総合評価

ウクライナから提供された情報及び 2018 年 7 月に実施した現地調査の結果により以下のことが確認された。

- (1) 家畜衛生体制に関しては、組織、法制度ともに HPAI 等の重要疾病の予防や発生時の防疫対応が可能な体制が整備されている。
- (2) 2017 年の発生を最後に、同国において NAI の発生はこれまでのところ確認されておらず、NAI ワクチンの接種も原則として禁止されている。また、NAI のサーベイランスは裏庭家きん農場も含めた飼養家きん及び野鳥において適切に実施されている。
- (3) 輸出入検疫に関しては、法令に基づき適切な輸入検疫体制が整備されており、相手国側の条件を遵守した適切な輸出管理が行われている。

以上のことを踏まえると、ウクライナ（クリミア自治共和国及びルハンシク州、ドネツク州の武装勢力の実効支配地域を除く）を NAI の清浄国と認定して差し支えなく、一定の条件の下に同国から生鮮家きん肉を日本に輸入することを通じて、NAI が日本に侵入するリスクは無視できると考えられる。

(以上)